

【契約前の公表例】

◎物品調達等の公表

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定による
随意契約により契約を締結するので、茨城県財務規則（平成5年茨城県規則第15号）第
155条の2第1項第~~2~~号の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成17年5月2日

茨城県知事 橋本 昌

1 契約の内容

(1) 購入物品及び数量

弁当 300個

(2) 購入物品の特質等

購入物品の性能等に関し、説明書（仕様書）で指定する特質等を有すること。

なお、説明書（仕様書）は、平成17年5月2日から平成17年5月13日までの午前
9時から午後4時までの間、(5)に示す場所で交付する。ただし、茨城県の休日を定める
条例（平成元年茨城県条例第7号）に定める休日を除く。

(3) 納入日時

平成17年5月31日 午前11時

(4) 納入場所

茨城県庁講堂（茨城県庁行政棟9階）

(5) 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地等

茨城県保健福祉部厚生総務課 総務担当

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

電話 029-301-3117

2 契約の決定方法等

(1) 契約の決定方法

茨城県財務規則第146条の規定に基づき定めた予定価格の制限の範囲内で、最も有利
な条件の提示をした者と契約を締結する。

(2) 選定基準

ア 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に掲げる福祉関係施設であること。

イ 説明書（仕様書）に示す規格（仕様）に適合した物品及び数量を当該施設で製作し、
確実に納入できることを証明した者であること。

3 申請方法

この随意契約を希望する者は、見積書及び2(2)イに係る証明書を1(5)に示す場所に平成
17年5月16日午後5時までに提出しなければならない。